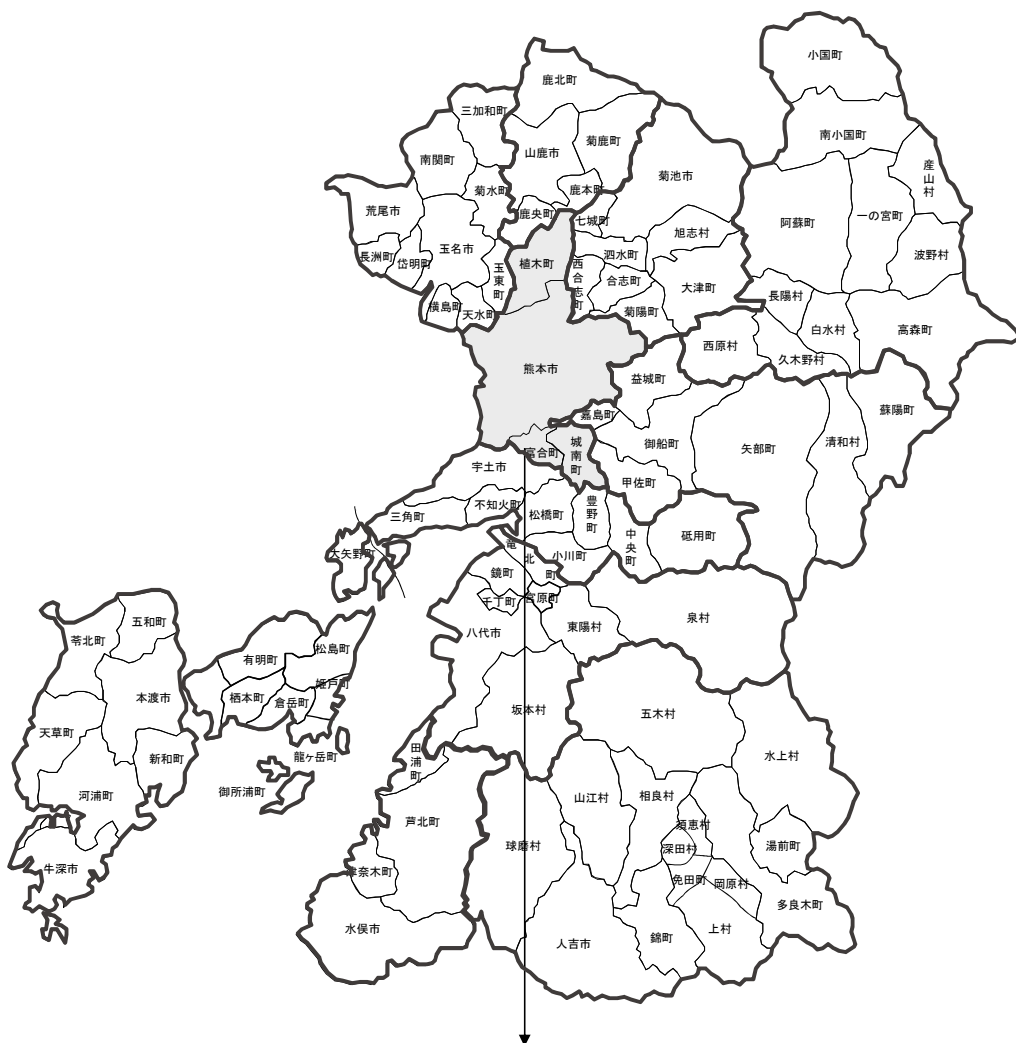


(平成の大合併における市町村数の変遷)

H15. 3. 31	—————	11市63町20村 (計94)
H15. 4. 1	上村・免田町・岡原村・須屋村・深田村 —————→ あさぎり町	11市63町16村 (計90)
H16. 3. 31	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町 —————→ 上天草市	12市59町16村 (計87)
H16. 11. 1	中央町・砥用町 —————→ 美里町	12市58町16村 (計86)
H17. 1. 1	田浦町・芦北町 —————→ 芦北町	12市57町16村 (計85)
H17. 1. 15	山鹿市・鹿北町・菊花町・鹿本町・鹿央町 —————→ 山鹿市	—
”	三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町 —————→ 宇城市	13市45町16村 (計77)
H17. 2. 11	一の宮町・阿蘇町・波野村 —————→ 阿蘇市	—
”	矢部町・清和村・蘇陽町 —————→ 山都町	14市45町14村 (計73)
H17. 2. 13	白水村・久木野村・長陽村 —————→ 南阿蘇市	14市45町12村 (計71)
H17. 3. 22	菊池市・七城町・旭志村・泗水町 —————→ 菊池市	14市43町11村 (計68)
H17. 8. 1	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村 —————→ 八代市	14市41町8村 (計63)
H17. 10. 1	竜北町・宮原町 —————→ 氷川町	14市40町8村 (計62)
H17. 10. 3	玉名市・岱明町・横島町・天水町 —————→ 玉名市	14市37町8村 (計59)
H18. 2. 27	合志町・西合志町 —————→ 合志市	15市35町8村 (計58)
H18. 3. 1	菊水町・三加和町 —————→ 和水町	15市34町8村 (計57)
H18. 3. 27	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町 栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町 —————→ 天草市	14市26町8村 (計48)
H20. 10. 6	熊本市・富合町 —————→ 熊本市	14市25町8村 (計47)
H22. 3. 23	熊本市・城南町・植木町 —————→ 熊本市	14市23町8村 (計45)

一
熊本市及び周辺地域



平成20年10月6日
熊本市（熊本市、富合町）
平成22年3月23日
熊本市（熊本市、城南町）
平成22年3月23日
熊本市（熊本市、植木町）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

県が平成一二年三月に示した市町村合併推進要綱では、熊本市周辺に合併に向けた動きはなく、また熊本市自身も中核市としての都市づくりを志向していたことから、具体的な合併パターンへの提示はなされなかったが、「一体性が認められる周辺町からなる地域」として植木町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町及び益城町が参考例示されていた。

その後、平成一三年八月三〇日、国の市町村合併支援プランに、「大規模な合併がなされた場合の政令指定都市の指定の弾力化」が盛り込まれ、政令指令都市移行を目指して合併の検討が進んでいた静岡市と清水市を念頭に、事実上人口要件が七〇万人程度に引き下げられたことから、熊本市においても合併及び政令指定都市に向けた動きが始まり、九月一日の熊本市議会では、熊本市長が政令指定都市移行について言及し、国や他都市の動向についての情報収集等に努めるとともに、周辺市町村の首長、議員、住民の意向等を注視したいとした。

また、その周辺地域の西合志町や益城町でも、首長選に絡んで熊本市との合併が争点の一つとして浮上した。また、平成一四年四月には、城南町長が当時としては、飛び地となる熊本市との合併を目指す意向を明言するなど、徐々に熊本市周辺の合併論議が熱を帯びてきた。

その後平成一四年四月、熊本市では企画財政局企画課内に「広域行政班」が設置され、合併や政令指定都市に関する情報収集を開始した。

また、熊本市議会内では「他県では政令指定都市移行への動きが盛んになっており、このままでは乗り遅れる」「執行部より先に議会としての立場を示すべき」などの積極的意見が出され、平成一四年五月二日、「政令指定都市に関する調査特別委員会」が設置され、政令指定都市移行と市町村合併に関する調査研究に着手した。

平成一四年六月の市議会調査特別委員会では、具体的に合併相手を選定した議論が必要になるとの意見が出され、市執行部は、近隣自治体に事務レベルで情報交換を行う勉強会の設置を働きかける考えを示した。

平成一四年七月二日、熊本市議会調査特別委員会では、具体的な合

併相手の模索がテーマとなり、執行部側は、政令指定都市を目指す合併対象として、都市計画区域や県の合併推進要綱を参考に、「植木町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町、益城町」の六町を視野に入れていた。

ところで、熊本市周辺地域では、平成一四年九月に菊陽町において熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされて以降、住民発議の動きが相次ぎ、最終的に七町で住民発議がなされ、うち三町では住民投票が実施された。

こうした、合併論議が活発化したことを受け、熊本市は、平成一四年一〇月一日、企画財政局内に合併・政令指定都市移行問題を担当する「広域行政推進室」を設置し、合併推進体制の強化を図った。

また、周辺町民を対象とした「出前講座」を開始し、住民に対する説明を行ったが、町村の区域を越境する活動であったため、周辺の一部町長や議会からは反発もあった。平成一五年二月二日には、熊本市主催による「合併・政令市問題を考えるシンポジウム」が開催され、熊本市及び周辺自治体住民約二四〇人が参加した。

こうした動きを背景に、平成一五年三月までに周辺町において実施された七件の住民発議と二件の住民投票が行われたが、いずれも法定協議会設置には至らず、関係者の間では、熊本市が合併特例法期限内に合併し、政令指定都市移行を目指すには、住民発議の手続きが進んでいた益城町との合併推進がラストチャンスとなるとの認識が強くなっていた。

平成一五年五月一日には、熊本市と県内経済五団体による、政令指定都市昇格をテーマとした初めての本格的な意見交換会が開催されたが、ここでも熊本市の合併、政令指定都市移行に向けた積極的な意見が出され、民間団体の関心も高くなっていた。

平成一五年七月二日、熊本市議会議員有志は「益城町との合併を推進する議員有志の会」を設立、益城町の住民投票実施にあたって、選挙戦同様、後援団体や知人らに積極的な働きかけを行うなど、益城町との合併に向けた気運が高まった。

七月四日には、熊本商工会議所青年部と熊本市の共催により、「D O ず

る？熊本市圏合併「フォーラム」が同市内で開催され、熊本市長も参加し、益城町と熊本市の経済人によるパネルディスカッションが行われた。これに住民約六五〇人が参加し、熊本市の合併、政令指定都市移行を望む声が多数出された。

また、七月二三日には、益城町において熊本市との合併に関する公開討論会が開催された。住民投票を前に熊本青年会議所メンバー等で行った実行委員会が主催したもので、約二、四〇〇人が参加した。益城町長、熊本市長も討論に参加し、熊本市長は「将来の魅力あるまちづくりを議論するためにも法定協議会を設置することは必要」などと主張した。

これらの動きを踏まえ、平成一五年八月三日、益城町で住民投票が実施されたが、合併反対票が有効投票の過半数を占めたため、結果として、市町村合併特例法の下での熊本市との合併検討のための法定協議会の設置には至らなかった。

二 住民発議・住民投票の動き

以下では、前項において述べた周辺地域における住民発議・住民投票の動きについて概観する。

（菊陽町における住民発議）

菊陽町では、平成一四年八月に実施された同町の住民アンケートでも、熊本市との合併希望が最多であったが、同年九月三日、菊陽町では熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされ、これを受けて双方の首長は法定協議会設置議案を議会には付議することとした。

結果は、一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、菊陽町議会では、十一月二五日に同議案を否決した。このため、菊陽町では、後続の住民投票の手続が開始されたが、請求に必要な署名数に達せず、住民発議の一連の手続きは終了した。

（西合志町における住民発議）

平成一四年九月六日、西合志町では熊本市との法定協議会設置を求め

る住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、西合志町議会では、同月一九日に同議案を否決した。このため、西合志町では、後続の住民投票の手続が開始され、平成一五年三月二三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成三八％、反対六二％と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会の設置には至らなかった。

（植木町における住民発議）

平成一四年九月一三日、植木町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、植木町議会では、十一月二五日に同議案を否決した。このため、植木町では、後続の住民投票の手続が開始され、平成一五年三月二三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成三八％、反対六二％と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会の設置には至らなかった。

（天水町における住民発議）

平成一四年九月二〇日、天水町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、天水町議会では、十一月九日に同議案を否決した。このため、天水町では、後続の住民投票の手続が開始されたが、請求に必要な署名数に達せず一連の手続きは終了した。

（富合町における住民発議）

平成一四年十一月二六日、富合町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。熊本市長は、当時富合町では宇土市との合併協議が進行していたことにも考慮し、法定協議会設置議案を議会に付議するか否かの判断を一旦保留した。その後、熊本市議会から、住民発議を行った富合町住民の意向を尊重するべきとの意見が出されたことから、熊本市長も議会に議案を付議することとした。平成一五年三月一二日、熊本市議会で審議が行われたが、富合町が宇土市と合併協議中であることに配慮して継続審査となった。なお、熊本市議会は四月に任期満了となったため、同議案は審議未了・廃案となった。一方、富合

町議会は三月一四日、住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置議案を否決した。

(益城町における住民発議)

益城町では、町が実施した住民アンケートの実施報告で、熊本市との合併希望が最多となっていた。平成一四年一月二七日、益城町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされ、平成一五年一月二四日の熊本市議会では可決されたが、益城町議会では、同月二九日に同議案を否決した。その後、益城町では、後続の住民投票手続が開始され、八月三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成四三%、反対五七%と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会設置には至らなかった。

(城南町における住民発議)

平成一四年二月一三日、城南町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされたが、熊本市長は、城南町とは飛び地合併になるという課題があったことから、法定協議会設置議案を議会に付議するか否かの判断を一旦保留した。その後、熊本市議会から、住民発議を行った城南町住民の意向を尊重するべきとの意見が出されたことから、熊本市長も議会に議案を付議することとした。平成一五年三月一二日、熊本市議会では、法定協議会設置議案が可決されたが、四月三日、城南町議会では同議案を継続審査とした。その後、城南町議会が任期満了となったため議案は審議未了・廃案となった。同年一二月の城南町議会に再提案されたが否決され、後続の住民投票手続も行われなかった。

三 住民発議・住民投票実施以降の動き

周辺地域において手続きが進められた住民発議等のうち、平成一五年八月に実施された益城町住民投票において、法定協議会が設置されなかったことで、熊本市と周辺の町間で模索された合併旧法期限内の合併は事実上困難となった。

一方、熊本市長は、平成一五年八月七日、熊本市議会政令指定都市実現に関する特別委員会の中で、合併旧法期限内の合併は困難になったとしながらも、引き続き政令指定都市移行に向けた取組みを継続して行く」と語り、市議会側も市長の方針を了承し、特別委員会を存続させ、議論を続けることとした。

熊本市では、合併・政令指定都市移行問題に関するこれまでの周辺市町の反応等から、熊本市圏の将来ビジョン作りが必要との認識から、同年一〇月、庁内に関係各課による「熊本市広域行政研究会」を設置し、熊本市圏の機能の強化、住民生活の向上に向けた県や近隣自治体との広域連携のあり方についての調査研究を開始した。また、一月には、「熊本市都市内分権研究会」を設置し、出先機関の機能や配置、住民参加の仕組み等の調査研究を開始した。

その後、平成一八年一月一〇日、熊本市では、熊本市圏を形成する一六市町村(熊本市、宇土市、宇城市、富合町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)とともに「熊本市圏及び政令指定都市についての研究会」を設置し、熊本市圏の現状・将来像に関する調査研究及び政令指定都市の効果や課題について、道州制も視野に入れた調査研究を行うこととなった。

この研究会は、平成一八年一月一〇日から平成一九年二月二〇日までの間に九回開催され、その調査・研究の結果として「熊本市圏ビジョン」が取りまとめられた。ビジョンでは、九州新幹線鹿児島ルートのある線開業を控え、また道州制議論も高まっており、都市間・都市圏間の競争がますます激化することが予想されるなど熊本市圏を取り巻く環境を踏まえ、熊本市圏を構成する市町村が連携して取り組むべき施策として、「政令指定都市を中心とした九州中央の拠点づくりを進める」という基本目標を掲げた。

一方で、熊本市の政令指定都市移行の取り組みの前提として、合併特例法下における合併による人口要件の緩和措置が、平成一七年四月以降

の合併新法下においても継続されることが必要であった。そこで、平成一五年八月二二日、熊本市長は、中核市長と総務大臣との懇談会において、片山虎之助総務大臣に対し、政令指定都市指定要件弾力化の延長などを要望、平成一六年一月一六日には、熊本市長が総務大臣に対し、相模原市長、姫路市長との連名により、合併新法下でも「政令指定都市の指定の弾力化」を継続するよう要望した。また、同月三〇日には、熊本市長が県知事を訪問し「政令指定都市の指定の弾力化」措置の継続等を国に求めるよう要望を行った。これを受け、県としても、合併新法下での合併を推進する観点から、平成一七年二月九日、総務大臣へ「政令指定都市の指定の弾力化」措置継続の要望を行っている。その後、平成一七年七月二六日には熊本市（副市長）、市議会（特別委員長）、熊本商工会議所（会頭）が総務省を訪問し、合併新法下における「新市町村合併支援プラン」においても「政令指定都市の指定の弾力化」を継続するよう要望を行った。そのような経緯もあり、平成一七年八月三十一日に策定された新市町村合併支援プランにおいても、旧法同様に「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」という支援策が盛り込まれ、熊本市の政令指定都市実現への望みが保たれた。

四 新法下における合併検討の経緯

熊本市では、合併新法下において政令指定都市実現への望みが保たれたことから、熊本市圏を構成する一五市町村とともに、二一世紀の熊本市圏が目指すべき将来の目標についての議論の場を再構築し、議論を重ね、平成一九年二月、政令指定都市を中心とした九州中央の拠点づくりを盛り込んだ「熊本市圏ビジョン」を策定した。このビジョンを基に、引き続き近隣市町村との合併推進に向けて取り組みを進めることとした。

熊本県においては、熊本市が政令指定都市移行に伴う権限等の拡大を

生かし、熊本市圏の社会資本整備に向けた取組みを進めること等により、九州の拠点としての機能がさらに高まり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるとの認識に立って、平成一八年五月に策定した「熊本県市町村合併推進構想」に、熊本市の政令指定都市移行の必要性を明記した。また、熊本市と近隣町との合併の動きに呼応して、平成一九年六月に熊本市・富合町、平成二一年三月に熊本市・城南町、熊本市・植木町を県の合併構想対象市町村に位置づけた。特に、平成二〇年四月に就任した蒲島知事は、選挙戦のマニフェスト及びそのマニフェストを基本に策定した『くまもとの夢四カ年戦略』等に「熊本市の政令市移行は、九州の中央に位置する地理的優位性を生かして、都市基盤や交通ネットワークなどの充実により、経済・文化などの交流拠点として、更なる成長が期待されるため、県は熊本市の政令市実現を支援します。また、政令市とその他の市町村の新たな関係の構築などを通じて、熊本市との連携により県全体の発展に努めます。」と明記し、平成二〇年八月、市町村合併推進本部を政令指定都市・市町村合併推進本部に改組し、自ら本部長として、全庁あげて政令指定都市誕生に向けた取り組みを推進してきた。具体的には、熊本市と連携した合併・政令指定都市についてのセミナーの開催、具体的な合併に向けた合併アドバイザーの派遣、出前講座の実施等を通じて熊本市の合併に向けた取組みを支援するとともに、政令指定都市制度についても市町村側に積極的な周知啓発活動を行った。

以下、近隣町との合併検討について触れることとする。

（一）熊本市・富合町における合併検討

富合町は平成一四年以来、宇土市との間で法定協議会を設置して合併の協議を続けていたが、平成一五年一二月末の合併調印後、議会で廃置分合議案が否決され、宇土市との合併は、一時棚上げになるとともに、翌年の二月に実施された町長選挙で住民意向調査を公約に掲げた新人候補が当選した。

この調査は平成一六年七月一日に実施されたが、宇土市との合併を

求める回答は過半数には至らず、その後も紆余曲折を経て、平成一七年三月一三日に行った宇土市との合併の賛否を問う住民投票の結果、合併反対が過半数を占める結果となったことを受け、平成一七年三月三十一日付けで宇土市との法定協議会は正式に解散した。

その後、同年四月一九日に富合町長が熊本市長を訪問し、合併を前提とした勉強会の設置を申し入れ、市長も早期の設置を約束した。それを受け、同年五月一〇日に両市町の課長級職員を中心とした委員で構成する「熊本市・富合町合同研究会」が設置された。研究会では、約五九〇項目の事務事業を調査し、両市町の行政施策の現状の比較を行うとともに、両市町の特徴、地域資源やつながりと言った基本的な事項を踏まえて両市町の将来像、合併のメリット、デメリットについての研究がなされ、同年九月二十九日に報告書を取りまとめた。

研究会の結果を受け平成一八年三月一六日、富合町長は議会に対して熊本市との法定協議会設置議案を提案したが、同町議会はその議案を否決した（賛成六、反対七）。また同日に、議員提案により定数を十四から十とする富合町議会議員削減条例が全員一致で可決された。

富合町長は、法定協議会設置議案が議会で否決となったが、合同研究会に引き続き、合併に関する諸問題の協議を行う必要があることから、平成一八年四月二七日に改めて熊本市長を訪問し、任意協議会の設置の申し入れを行った。それを受け、同年五月一九日に住民代表等も含めた形で「熊本市・富合町合併準備協議会」が設置された。

合併準備協議会で協議を進めている中、合併推進の住民グループから富合町議会リコールの請求があり、同年六月一二日に、富合町議会の解散請求に関する住民投票の告示、同年七月二日に富合町議会の解散請求に関する住民投票が行われ、結果は有効投票数の七割超の賛成多数となり、即日町議会は解散された。これを受けて、同年七月三〇日富合町議会議員選挙が行われた。

その後、同年一月二日に臨時議会が開催され、熊本市との法定協議会設置関連議案が可決（賛成五、反対四）された。また、熊本市でも富合町の動きを受け、一月二七日の定例市議会で法定協議会設置関連

議案が可決され、平成一九年一月五日に法定協議会である「熊本市・富合町合併協議会」が設置された。法定協議会では、合同研究会での事務事業の比較や、合併準備協議会での行政サービスや将来像などの検討を踏まえ、合併の方式、新市の名称、合併市町村基本計画、地域自治組織等の取扱いなど四二項目を設定し、一二回にわたり協議会が開かれた。

平成一九年一〇月二三日に開催された第一〇回合併協議会において、全協議項目を終了し、平成一九年一〇月三十一日、潮谷知事立ち会いのもと、熊本市・富合町合併協定調印式が開催された。同日には一方で、合併反対派住民から熊本市との合併の賛否を問う住民投票の実施を求め、富合町選管に二二五人分の署名提出がなされたが、住民投票は行われず、富合町が一月一日、熊本市が一月六日の議会において廃置分合関連議案が可決された。一月七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、一月一七日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一月一八日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二〇年一月三〇日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二〇年一〇月六日、富合町が熊本市に編入され、人口六七七、五六五人の政令指定都市に後一步と迫る新「熊本市」が誕生した。

（二）熊本市・城南町における合併検討

城南町では、合併旧法下において熊本市との合併の検討を断念した後、しばらく市町村合併に関する動きはなかったが、隣接する富合町において熊本市との合併の動きが進む中、平成一九年一月に町内有権者を対象に市町村合併に係る住民アンケートを実施し、住民の意向調査を行った。アンケートは回収率五六・一％で、合併に賛成が六八・六％、そのうち合併相手先として六九・四％が熊本市を希望するという結果であった。

この結果を受け、城南町長が、平成一九年一月一三日に、熊本市と合併に関する任意協議会を平成二〇年一月に設置する意向を町議会において表明した。同年一月一九日に町議会に市町村合併調査特別委員会

が設置された。

平成二〇年一月一日、両首長、議会関係者、地域代表者を委員とする「熊本市・城南町合併任意協議会」が設置された。その後平成二〇年二月五日から同年七月九日まで計六回任意協議会が開催され、七一四項目の事務事業の洗い出しと比較検討を行い、特に住民生活に関わりの深い一四一項目の事務事業について、それぞれの方向性について審議を行った。併せて、合併後の新市における城南地域の将来像について、両市町の特色、地域資源やつながりといった事項を踏まえた議論が行われた。その後、任意協議会の協議内容についての住民説明会を町内三箇所で行った。また、県においても「合併・政令指定都市セミナー」で城南町を七月二五日に開催し、蒲島知事自らが出席して政令指定都市の意義について町民へ説明を行った。

概ね町民の意向としても熊本市と法定協議会を設置し、より詳細な検討を行うべきという意向を感得したとの判断の下、城南町長が同年八月二二日の同町臨時議会で熊本市との法定協議会設置議案を上程したが、否決された（賛成五、反対九、棄権一）。

同年九月一日、合併賛成派住民グループから、議会の判断は民意とは異なっているという主張から、法定協議会設置議案反対議員九人に対するリコール署名運動が始まった。その動きを受け、合併反対派グループも逆に法定協議会設置議案賛成議員五人及び町長のリコール署名運動が始まり、町を挙げて激しい署名合戦が行われた。

また、議会においても、合併賛成派と反対派との激しい対立があり、合併反対派議員から提案された「住民投票条例」が、同年九月二二日に可決（賛成一〇、反対四、棄権一）された。しかし、九月一八日には可決された住民投票条例に対して町長が再議に付し、賛成が再議決要件の三分の二以上に達しなかったため結果的に条例は否決された（賛成一〇、反対六）。同日、法定協議会設置議案が再度町長から提案され、賛否同数となり、議長裁決により可決された（賛成七、反対七、棄権一）。併せて、法定協議会での審議後、廃置分合議決前に住民投票を行うという「住民投票条例」が全会一致で可決された。

熊本市においても同年九月一八日に市議会において法定協議会設置議案が可決されたことから同年一〇月二日に「熊本市・城南町合併協議会」が設置されることとなった。それを受け、平成二〇年一〇月三十一日に開催した第一回熊本市・城南町合併協議会を皮切りに、平成二一年五月二二日まで七回に亘って合併任意協議会における両市町の事務事業の比較行政サービスや新市の将来像などの検討を踏まえた、二六項目について真摯な協議が行われた。

一方、合併賛成派、反対派の双方の住民による相対する議員・町長に対するリコール請求については、合併協議会設置議案反対議員九人に対する署名が九月二五日、合併協議会設置議案賛成議員五人及び町長に対する署名が一〇月一〇日に、それぞれ町選挙管理委員会へ提出された。その後、合併賛成派、反対派双方の住民グループ代表の話し合いにより、一月一五日、町長を除く双方の議員に対するリコール本請求が見送られた。一月一七日、残された城南町長のリコール本請求が町選挙管理委員会へ提出されたが、一月二一日、城南町長がリコール署名を有効とした城南町選挙管理委員会の裁決取消を求めて熊本地裁に提訴し、併せて、リコールの是非を問う住民投票の執行停止の申し出が行われた。

その訴えに対し、二月一七日、熊本地裁が、城南町長の「リコールの是非を問う住民投票」について執行停止を決定した。平成二一年四月二七日、熊本地裁は城南町長から提訴されていた解職請求裁決取消を求めた訴訟について、有効署名とされていた六二九一人分のうち、一一六人が無効という判決を出し、その結果リコール請求は不成立となった。合併協議会での協議が整った、同年五月三一日から町内三箇所において、合併協議会の協議結果についての住民説明会が開催された。

その後、当初から予定されていた、「城南町が熊本市と合併することについての賛否を問う住民投票」が六月二八日に実施された。住民投票にいたる間、合併賛成派、反対派とも各戸ビラ配布、立て看板設置等激しい投票運動を繰り広げた結果、合併賛成が過半数を得る結果となった。（投票率七九・五三％、賛成六七八二票、反対五八四四票）

それを受け、城南町が七月一〇日（賛成八、反対六）、熊本市が七月一

三日の臨時議会において廃置分合関連議案が可決された。七月一七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月一四日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、九月一七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二十一年一〇月一六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二十二年三月二三日、城南町が熊本市に編入され、新「熊本市」が誕生した。

(三) 熊本市・植木町における合併検討

植木町では、合併旧法下の平成一五年三月二三日の「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」において反対多数になったことから、それ以降単独でのまちづくりをめざした町政運営が行われていた。しかしながら、熊本市と富合町との合併協議が進み、熊本市の政令指定都市移行への期待が高まる中、平成一九年九月二日に合併賛成派住民グループが提出した熊本市との任意協議会設置を求める請願を植木町議会が反対多数で否決した（賛成九、反対一〇）。一方、町議会では、議会においても熊本市の合併について検討する必要があるという理由から、合併問題調査特別委員会を設置する議案を可決した。

平成一九年一〇月、植木町長が町内九地区で町政懇談会を実施し、町の財政状況の他、政令指定都市を目指す熊本市と近隣町の動きや町議会での合併議論などを報告した。その中で、合併の是非を判断する材料が欲しいとの住民の意見が多かったことから、平成一九年一月一四日、熊本市と植木町の事務レベルでの研究会「熊本市・植木町の政令指定都市及び合併に関する研究会」を設置して一七〇項目にわたる制度の違い等について協議を進め、一二月二六日に報告書を取りまとめた。

その後、合併の是非を考えるために必要な事務事業の更なる調査研究を行うには、行政の職員だけでなく首長、議会代表、住民代表も参加し、これまでの取組を一步踏み込んだ形で、両市町の合併について協議・検討する必要があるとの共通した認識から、両市町長の合意の下に、

平成二〇年四月一日に「熊本市・植木町合併問題調査研究会」が設置された。この研究会では、合併を考える上で特に重要な課題と住民に関わりの深い事務事業について重点的に審議を行い、七三〇項目の事務事業について比較検討を行った。併せて、熊本市と植木町が合併すると人口七〇万人を超えることから、合併後に政令指定都市となった場合の熊本市のまちづくりや植木地域の未来像について、両市町の特徴、地域資源やつながりといった基本的な事項を踏まえた研究が行われた。八月二〇日まで五回にわたって開催された研究会の結果を踏まえ、同年九月には町内一〇箇所について研究会の調査結果を住民に向けて報告する説明会を開催した。

研究会の調査結果をさらに深める必要があると判断した植木町長が同年九月二五日に町議会に対して熊本市との法定協議会設置議案を提出したが、採決の結果（賛成九、反対九、棄権二）、賛否同数となり、議長裁決により否決された。

議会の結果に納得できない合併賛成グループは、一〇月一六日に合併新法に基づく住民発議による法定協議会の設置について本請求を行った。それを受けて一〇月二七日に植木町臨時議会が開催され、「熊本市・植木町合併協議会設置議案」の採決が行われたが、またもや賛否同数（賛成九、反対九、棄権一）となり、議長裁決により否決された。一方熊本市では一〇月三〇日に臨時議会を開催し、賛成多数で「熊本市・植木町合併協議会設置議案」を可決した（賛成四四、反対三三）。植木町長はこの結果を受けて、同年一〇月三一日に、「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」を町選挙管理委員会へ請求した。植木町においては、その後、合併賛成派、反対派双方が街宣活動、ビラ配布等激しい投票運動を展開した。また、県においても「政令指定都市セミナー」植木町」を一月九日に開催し、蒲島知事自ら出席して政令指定都市の意義について町民へ説明を行った。一月三〇日に「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」が実施され、賛成が過半数（投票率六九・六七％、賛成一〇三〇九票、反対六六九七票、無効六二票）を占めたことにより、制度上、植木町議会が法定協議

会設置議案を可決したものとみなされ、同年一二月四日に「熊本市・植木町合併協議会」が設置された。

「熊本市・植木町合併協議会」は、平成二〇年一二月二六日を始めに平成二一年五月二五日まで七回の協議会が開催され、二七項目について協議を行った。協議途中の平成二一年二月に任期満了による植木町長選挙が行われたが、合併賛成の現職町長に対して合併反対派は町長候補の擁立が出来ず、結果として無投票で現職町長の再選が決まった。また、五月二二日には、合併反対派住民が、「熊本市との合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願書」を提出した。町議会では五月二七日に臨時議会を開催し、住民からの請願を受けて、「植木町と熊本市との合併についての是非を問う住民投票条例」の制定議案が議員から提案され、賛成多数で可決された（賛成一〇、反対九）。住民投票は城南町と同日の六月二八日に行われ、投票の結果、合併賛成票が過半数を得た（投票率七四％、賛成一〇五九一票、反対七四九三票、無効七四票）。

住民投票の結果で賛成多数になったことから、合併に慎重な議員の一部も賛成に回る形で、平成二一年七月九日の植木町臨時議会で廃置分合関連議案が可決（賛成一、反対八）され、熊本市においても七月一三日臨時議会において廃置分合関連議案が可決された。七月一七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月一四日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、九月一七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二一年一〇月一六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二二年三月二三日、植木町が熊本市に編入され、新「熊本市」が誕生した。

（四）熊本市・益城町における合併検討

益城町では、合併旧法下の平成一五年八月三日に実施された「熊本市との法定協議会設置に係る住民投票」で反対多数となつて以降、単独でのまじりづくりが行われてきた。しかし、平成一九年二月の「熊本都市圏

ビジョン」の策定を受け、両市町が連携して行うことが必要とされる事業についての検討を行うため、平成一九年三月二〇日に益城町と熊本市の職員で構成する「益城町・熊本市政策連携勉強会」が設置された。また、熊本市と近隣町との合併協議の気運の高まりを受け、平成一九年一二月一七日に益城町商工会と熊本商工会議所により「熊本都市圏経済研究会」が設置され、民間レベルでの政令指定都市についての検討が行われることとなった。その後、平成二〇年二月一日には、益城町の住民、各種団体及び益城町と熊本市の職員による「益城町の明日と政令市を考える研究会」が発足。同年四月二日に益城町長及び熊本市長に報告書が提出された。

そのような流れを受け、同年四月二三日に行政、各種団体、住民代表者で組織された「熊本市・益城町合併任意協議会」が設置され、八月一二日までに五回にわたつて協議が行われた。さらに詳細に合併についての検討を行う必要性を感じた益城町長により、同年九月一七日の益城町議会に熊本市との法定協議会設置議案が提案され、賛否同数（賛成九、反対九）となったが、議長裁決により可決された。

これを受けて、一〇月一日に「熊本市・益城町合併協議会」が設置され、平成二二年三月三〇日まで合計六回の協議が行われた。しかし、法定協議会で協議を行っている最中の平成二一年一月一五日、合併反対派の住民グループが有権者の五〇分の一を大幅に上回る八五三六人の有効署名を添えて、条例公布後六〇日以内に住民投票を実施する条例制定の直接請求を町長に提出した。これを受け、一月二六日に臨時議会が開催され、直接請求に基づいて提案された公布後六〇日以内に住民投票を実施する条例案が賛成九、反対八（欠席一）で可決された。住民投票が行われる前には、益城町区長会から政令指定都市に関する県職員出前講座の申し込みがあり、二月一九日から三月九日にかけて、町内三二箇所住民に対して県が直接出向いて説明を行った。さらには、民間企業等で組織されている熊本市政令指定都市推進協議会が三月二八日に「政令指定都市フォーラム」を開催するなど、合併推進に向けての周知啓発が行われた。しかしながら、四月一二日に行われた住民投票において熊本

市との合併反対票が過半数（賛成七九〇五、反対一三二〇五）を占めた。この住民投票の結果を受け、益城町長は合併協議会からの離脱を決定し、六月定例議会において合併協議会廃止議案が可決され、熊本市においても同様の手続を取り、七月一日に正式に「熊本市・益城町合併協議会」は廃止され、合併新法下における益城町と熊本市との合併に向けた動きは終焉を迎えることとなった。

五 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き

前述の経緯を経て、平成二〇年一月六日には、下益城郡富合町と、また、平成二二年三月二三日には、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町との合併が成就し、人口約七三万人の新熊本市が誕生した。

国の合併支援プランにおいて、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」とされており、先行事例から熊本市の政令指定都市移行が現実味を帯びてきた。そのため、城南町と植木町の廃置分合に係る総務大臣告示がなされた平成二一年一月以降、熊本市は県と連携して平成二四年四月の政令指定都市移行を目標に準備に取り組んだ。

まず、県市間では、平成二一年一〇月に、政令指定都市移行に伴う県から市への事務権限移譲について検討するための「政令指定都市移行県市連絡会議」を設置し、地域の特色を生かした主体的なまちづくりや住民生活に密着した三四三事務を選定し、できるだけ多くの事務権限を熊本市に移譲できるよう約一年間かけて県市間で協議を進めた結果、市町村合併支援プラン公表後に移行した政令指定都市の中では唯一、都市公園と公園内河川の一括移譲を実現するなど他の政令指定都市移行の例と比較してもトップクラスの三〇三事務一、四八二項目の事務権限（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第二次一括法）の施行等に伴い移譲事務数

の変動があり、最終的には三二七事務、一、五九二項目）を移譲することとし、平成二二年一〇月二六日に知事応接室において、蒲島知事と幸山市長により「県から熊本市への事務権限移譲に関する基本協定書」が締結された。

締結式で、蒲島知事は「熊本市は強化された権限を生かし、品格ある九州の雄都になって欲しい。今日は道州制の州都という県民の夢に向かう第一歩である。熊本市の発展なくして熊本県の発展はない。これからできるだけ県と熊本市が連携して県全体の発展、振興のために尽くしたい。」幸山市長は「富合、城南、植木三町との合併を含め、県の支援でここまでできた。政令市は県全体の波及効果を及ぼすものでなければならず、熊本市の魅力に磨きをかけていく。」と双方が熊本市の政令指定都市移行を県土全体の発展につなげたい旨の抱負を語った。

熊本市基本協定書締結式 蒲島熊本県知事挨拶（要旨）

本日は、平成二四年四月の熊本市の政令指定都市移行に向けて、県から市へ移譲する事務権限にかかる基本協定書に幸山市長とともに調印を交わすことが出来大変うれしく思っております。

ちょうど一年前の一〇月二七日、「政令指定都市移行県市連絡会議」の発足の際に、「出来るだけたくさん事務を移譲する方向で協議したい」と申し上げました。それから一年が過ぎたが、県市双方の事務方で精力的な協議の結果、三〇三事務一、四八二項目の事務権限移譲が実現した訳です。

熊本市では、強化される権限を活かされ、主体的なまちづくりに邁進されて、品格ある九州の雄都として発展されることを期待しております。

私は知事に就任して以来、申し上げているが、今回の政令指定都市移行は、政令指定都市誕生をきっかけとして、県全体の発展、そして、道州制の州都実現という、県民の夢に向かって進んでいくための歴史的な第一歩であります。

またそのことは、熊本市の発展なくして熊本県の発展もないということも言えます。これからできるだけ県と熊本市が連携して県全体の発展、振興のために尽くしたいと思っております。

平成二四年四月の政令指定都市実現に向けて、本日の協定書締結は大きな前進

であります。これからも熊本市とともに、国への要望活動等一層の取り組みの強化を図ることをお約束して、ご挨拶とさせていただきます。

熊市基本協定書締結式 幸山熊本市市長挨拶

本日、基本協定書の締結の日を迎えることができました。これまで多大なるご協力をいただきました県、蒲島県知事をはじめそれぞれの皆様に心から感謝申し上げます。

ちょうど一年前、一〇月二十七日に熊市連絡会議を立ち上げまして、それから幹事会等会議を重ねてきたところではございますけれども、先般の連絡会議によりまして、三〇三事務、一、四八二項目につきましての権限移譲の取りまとめができたところでございます。

改めて、県当局の皆様のご協力に感謝申し上げます。

政令指定都市移行は、権限移譲だけではなく、合併の動きから本日に至るまでのことを思い出ししてしまうわけでありませうけれども、合併に対しまして、蒲島県知事をはじめ県の皆様には多大なるご支援、ご協力いただきました中で、まずは富合町との合併、そして植木町、城南町との合併が成就することができたわけでありませう。それによりまして、今年の三月、人口七三万人の新熊本市としてスタートをきり、そして政令指定都市移行に向けた準備におきまして、この権限移譲をはじめといたしまして、区役所の設置に向けた準備、さらには、このことも県と一緒に進んで取り組ませていただいておりますけれども、総務省に対する説明等々進めさせていただいております。今後も着実にこの準備を進めていきます中で、平成二四年四月の政令指定都市実現に向けて、今回の協定書締結を契機といたしまして、さらにはずみとしていきたいと考えております。そして、合併あるいは政令市指定都市移行を契機といたしまして、熊本市の持っている魅力にさらに磨きをかけまして、暮らしやすさでありますとか、観光コンベンションでありますとか、様々な魅力を充実するものに、そんな政令指定都市につなげていきたいと考えております。

そして、今回の政令指定都市というものは、熊本市が力をつけるというものだけではなくて、県全体にとりましても波及効果を及ぼすものでなければならぬと思っております。

そういう意味では、しっかりと県と連携をとります中で、県全体の波及効果というものを考えながら、政令指定都市に向けての形づくり、政令指定都市移行後の都市づくりというものを進めていきたいと考えているところでございます。

そして、全国で二〇番目、九州で三番目の政令指定都市でありますので、全国であるいは東アジアからも選ばれる都市となるべく、精一杯今後も取り組んでいかねければならないという思いも新たにいたしました。

改めて、本日の協定書締結に至りますまで、多大なるご協力をいただきました蒲島県知事をはじめ、県の皆様に感謝申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

また、熊本市では、政令指定都市移行後に必置となっている行政区の設置等の準備を進めていった。このことについては、平成二二年一月、熊本市行政区画等審議会を設置し、延べ九回の審議がなされ、この間、審議方法、現地視察、審査の基準の設定、住民の意見の検証など丁寧な審議が行われた。

区割の案についても人口一〇万人から一五万人程度を行政区の目安とする原案の五区以外にも提起されていた三区く六区案をひとつひとつ審査基準に基づきあらゆる角度から検証がなされるとともに、パブリックコメントや住民アンケート、住民説明会等が出された意見の反映に努めた。

その結果、最終的には、第八回の会議で全会一致にはならなかったが、過半の委員が賛成する中で合意に至り、平成二二年四月一三日の九回目の審議会で答申案が承認され、区割りと区役所の位置についての答申が行われた。

それを受け、執行部では五月七日、政令指定都市推進本部を開催し、答申どおりに行政区画等の方針を決定するとともに、区割り方針に基づく区役所設置関連予算を市議会に提案した。

熊本市議会では、三度にわたる特別委員会を受け、五月一五日の審議を当初予定していたが、審議がされないまま会期が延長されるなど調整が難航したが、五月二一日特別委員会の可決を受け、区役所設置関連予

算が可決された。

また、熊本市行政区画等審議会は平成二三年一月一七日、公募した五つの区名について市民意向調査の結果を基に、「北」、「西」、「中央」、「東」、「南」と決定し市長に答申した。

このような政令指定都市移行に向けた一連の進ちよくを踏まえ、平成二二年一月三〇日に熊本市議会で地方自治法に基づく、国及び熊本県に対する「政令指定都市の実現に関する意見書」が賛成多数で議決され、同日、幸山市長及び坂田熊本市議会議長から蒲島知事及び小杉県議会議長に対して要望書等の提出が行われた。

それを受け、熊本県議会で平成二三年二月定例県議会における、平成二三年三月九日の道州制問題等調査特別委員会において、熊本市は政令指定都市となり熊本県全体をけん引する役割も担いながら、誰もが安心して暮らしやすい都市づくりを目指しており、九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市の指定を受けて発展を遂げることは、本県はもとより、経済発展がめざましい東アジア地域との交流窓口となる九州全体の発展、国の将来にとっても大きな意義を有するとして「熊本市の政令指定都市に関する意見書」の本会議への提案が審議され、全会一致で可決された。その後、三月一五日の二月定例県議会最終日において、同意見書について審議された結果、全会一致で可決された。

その意見書の議決を踏まえ、四月二六日、蒲島知事、小杉県議会議長、幸山市長及び坂田市議会議長で、総務省岡本事務次官等を訪問し、熊本市の政令指定都市への移行実現に関する要望活動を行った。

事務次官は「このような大震災（東日本大震災）が発生した中で、熊本、九州、西日本が活力をつけていただいて、そのことが日本全体を元気にする原動力になって頂きたい。少し沈んでいる日本を元気にしていく、そう言った意味では非常に大事な取り組みである。」と応じた。

国の窓口となる総務省に対しては、平成二二年四月から県と熊本市が連携して月一から二回のペースで政令指定都市となる必要性、市町村合併の経緯、将来推計人口、既存の政令指定都市との比較、都市基盤整備状況、財政収支見込、県から市への事務権限移譲の概要及び区制施行に

向けた準備状況などを説明し、平成二三年三月末、一連の説明が完了し、これまで説明してきた内容を移行調書として提出した。

事務次官への要望を受け国においては、政令指定都市制度を所管する総務省向けの政令指定都市移行に関する説明会の開催や政令指定都市移行に伴い県から市へ移譲されることとなる事務権限を所管する関係省庁に対する総務省からの関係法令改正に向けた協議など、熊本市の政令指定都市移行に向けた本格的な検討が開始された。それを受け、県市では、総務省内で開催される説明会に向けた準備や関係省庁への要望活動など連携して精力的に取り組んだ。

八月二九日には、平成二四年四月の政令指定都市移行を確実とするため、総務大臣に対し、蒲島知事、馬場県議会議長、幸山市長、津田市議会議長及び経済界等の各種団体が中心となって組織された熊本市政令指定都市推進協議会の大久保会長と共に政令改正要望を行った。片山総務大臣からは政令指定都市移行に向けて、県が積極的に関わってきた経緯と、県と市の足並みが揃っていることを高く評価するとともに、出来るだけ早く処理するよう指示し、新内閣にもしつかり引き継ぎたい旨の発言があり、移行実現にさらに一歩近づいた。

こうした熊本県及び熊本市並びに周辺町がめざした合併、政令指定都市移行に向けた長い取組みの経緯を踏まえ、平成二三年一〇月一八日、政府は午前の閣議で、平成二四年四月一日の熊本市の政令指定都市移行を決定（政令公布一〇月二一日）した。国が合併特例法の下で政令指定都市の人口要件を七〇万人程度に緩和して以降、七例目。九州で三番目、全国で二〇番目の政令指定都市の難産の末の誕生であった。川端総務大臣は、閣議後の記者会見で「熊本市は自然の中にある地域と、人口集中度を持つ日本の縮図のような都市。その特色を生かした政令指定都市のモデルとして努力してほしい」と期待感を示した。

閣議決定を受けて、蒲島知事、幸山市長がそれぞれ記者会見を開き、市長は、「日本一暮らしやすい政令指定都市を目指し、九州の拠点都市として九州全体の浮揚につながるような役割も果たしたい」とコメントし、知事は、「近隣三町との合併協議や権限移譲、国への要望など私自身も先

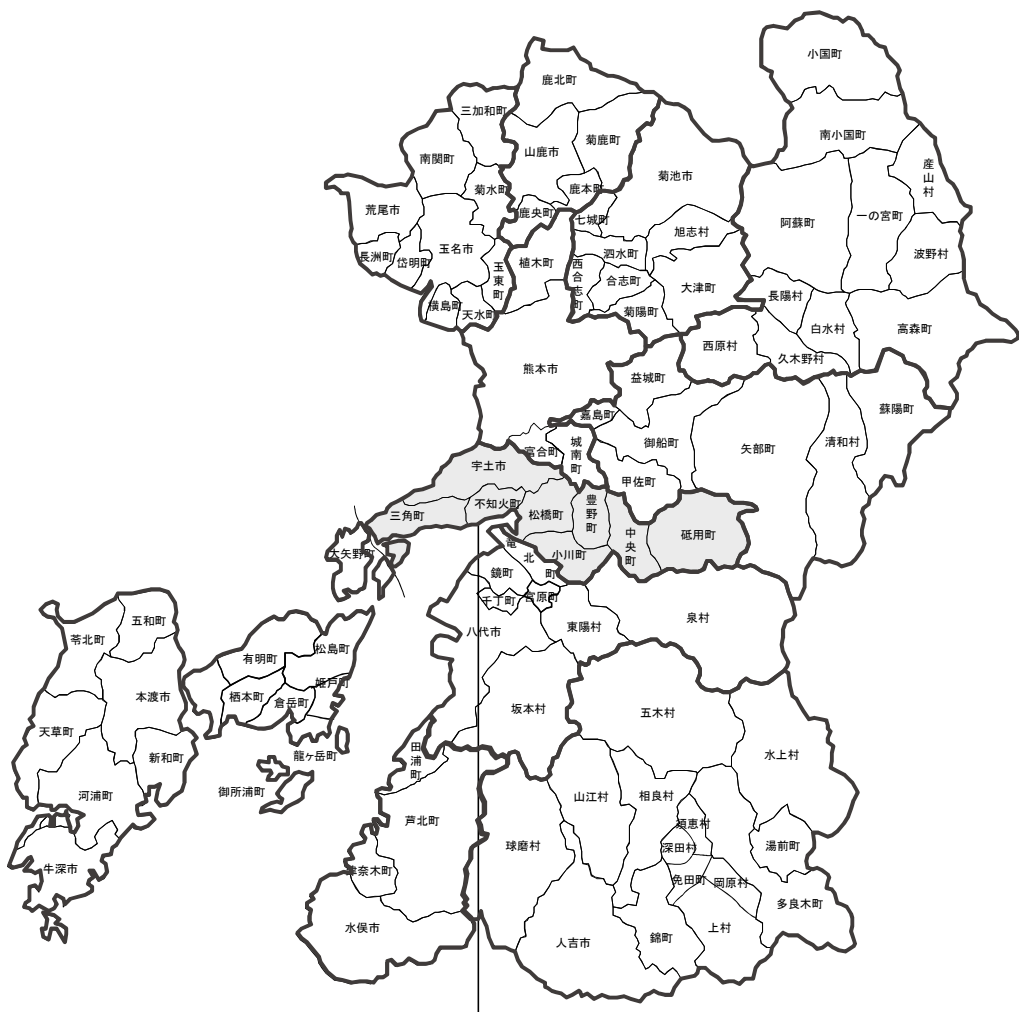
頭に立って頑張ってきたので、大変嬉しい。九州新幹線の全線開業と合わせ、熊本にとって百年に一度のビッグチャンス。熊本市の魅力が高まることで、県内に人を呼び込むことができる。波及効果が県内全域に及ぶよう熊本市とともに頑張りたい。」とコメントした。

また、当日夕方、幸山市長は津田市議会議長とともに、蒲島知事と馬場県議会議長にお礼の挨拶のため、県庁を訪問した。その席でも「県全体の浮揚につながるよう頑張る」とする市長に対して、蒲島知事は「九州新幹線全線開業に続く歴史的なイベント。県と市が手を携え、このビッグチャンスを生かしていこう」と応じた。

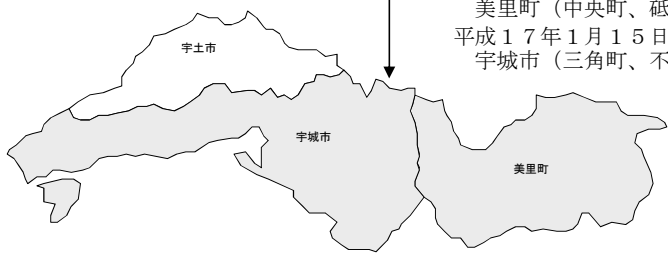
翌一九日、知事、県議会議長、市長、市議会議長及び熊本市政令指定都市推進協議会の大久保会長は総務省を訪問し、総務大臣に閣議決定に対するお礼を述べた。

平成二四年四月一日の政令指定都市移行に向け、難産の子は良く育つとの言葉どおり、立派なスタートを切るべく、縣市連携して着実に準備を進めている。

二 宇 城 地 域



平成16年11月1日
 美里町（中央町、砥用町）
 平成17年1月15日
 宇城市（三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年五月、宇城地域の町村長会議において、市町村合併勉強会の設置が提案され、管内総務課長及び県宇城地域振興局振興調整室により構成される「宇城総務協議会役員会」での検討がスタートした。ここでは、県市町村課職員を招いての県市町村合併推進要綱についての研修や、合併の背景・メリット、財政支援及び県内における先行事例の検証等が行われた。

また、この時期、住民に対する周知啓発も行われ、合併を地域の重要な課題として住民に深く掘り下げて検討してもらうことを目的に、一月二二日、松橋町において県主催の市町村合併シンポジウムが開催され、合併の先行事例紹介やパネルディスカッションが行われた。

こうした事務レベルでの検討や、周知啓発の段階を経て、平成一三年二月七日、管内首長、議長、県宇城地域振興局長による「宇城地域合併問題検討会」（会長：三角町長）が設置された。

また、同月一四日には県宇城地域振興局に「市町村合併宇城地域推進本部」が設置され、県の支援体制が整備されてきた。

四月一七日に開催された第二回宇城地域合併問題検討会では、早ければ同月中にも各市町で合併担当課及び係を設置し、平成一三年度中に合併検討の枠組みを確定し、枠組み毎に任意協議会を立ち上げることで大筋の確認がなされた。

各市町において検討が進められる中で、七月三日、宇城地域のトップを切っ掛けとして中央町が住民説明会を開始した。中央町長は「豊野町・中央町・砥用町」の枠組みを念頭に合併に積極的に取り組む姿勢を表明した。これを皮切りに、各市町で住民や関係団体に対する説明会が本格化した。

一〇月に開催された第三回宇城地域合併問題検討会では、県市町村合併推進要綱に示されたパターンどおり、宇城地域を三分割（①宇土市・富合町・城南町、②三角町・不知火町・松橋町・小川町、③豊野町・中央町・砥用町）した案で検討を進めていくことが確認された。特に、豊野町・中央町・砥用町の三町は、年内にも任意協議会を設置する方向と

なった。

しかし、この三町の枠組みにおいては、豊野町では、通勤通学や商圈などの面で松橋町との一体性が強いという背景もあり、一月二二日、豊野町長は、中央町・砥用町との合併検討の枠組みの解消を表明。一方で、松橋町長に宇城西部四町の枠組みに参加を希望する意向を伝達した。二月五日、三角町、不知火町、松橋町、小川町の四町長及び議長による会合において、豊野町の申入れが正式に受諾された。この会合には途中から豊野町長も加わり、この五町での任意協議会設立方針が確認された。この豊野町の離脱を受けた中央町・砥用町の二町長らは、同日対応を協議し、現時点からの新たな枠組みの模索は困難であるとして、二町での任意協議会設立方針を確認した。

また同日、宇土市長は、市議会全員協議会で、富合町との一市一町合併協議の意向を示した。県の合併パターンでは「宇土市・富合町・城南町」となっていたが、宇土市長は、未だ城南町の取組みが具体化しておらず、一方で合併特例法の期限までは待たないなどとして、富合町との一市一町を前提に合併特別委員会を設置するよう市議会に求めた。この二日前、富合町長は町内住民説明会において宇土市との一市一町合併推進の意向を表明しており、両者の意向が一致をみた。

城南町は、平成一四年二月下旬に、嘉島町に対して二町合併の検討を申し入れたものの不調に終わり、以後、熊本市との飛び地合併を模索することとなった。

こうして、宇城地域において、【宇城西部五町（三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町）】【宇城東部二町（中央町・砥用町）】【宇土市・富合町】の三つの枠組みで、具体的な合併協議へと進むこととなった。以下、これらの三地域と城南町の動向について、地域毎に検討の経緯を見ていく。

二 宇城西部五町における合併検討の経緯

平成一四年一月四日、「宇城西部五町合併推進協議会」（会長：松橋町長。

以下「合併推進協議会」という。)が設置された。本協議会は、首長、議長、県宇城地域振興局長で構成され、法定協議会設置にあたっての必要事項の協議・調整、新市将来ビジョン骨子の作成等を担うこととされた。

協議の中で、具体的な合併協議に踏み込むため一刻も早い法定協議会への移行が必要との意見が出され、法定協議会設置議案を各町の三月定例議会に提案することが確認された。また、新市将来ビジョンの骨子も決定された。

協議の状況は広報紙で住民に周知され、二月二日には、合併推進協議会と県宇城地域振興局の共催で、住民等に対する周知啓発の取組みとして「宇城西部五町合併シンポジウム」が開催され、県副知事による講演や、各町長がパネリストとなつてのパネルディスカッションが行われた。

三月二〇日までに、各町議会において法定協議会設置議案が可決され、四月一日、宇城西部五町合併協議会(会長：松橋町長。以下「合併協議会」という。)が発足、同月一七日に松橋町で第一回会議が開催された。合併協議会は、町長、議長、議会代表、町長が定める学識経験者各五人、県関係二人の合計四二人で構成された。協議会の下には五町合併担当課長による幹事会、更にその下に一〇の専門部会が設置され、検討が重ねられた。

合併協議会では、新市建設計画についての検討も具体化し、七月から八月にかけて、各町全世帯を対象とした「新市建設計画に関するアンケート調査」が実施され、また、八月には新市建設計画に関する「子どもワークショップ」が開催されるなど、住民の意向を反映するための取組みがなされた。

一〇月、三角町長が、町の区長との懇談会で「合併の是非に関する」住民アンケートの実施を表明したことから、十一月に開催された合併協議会では、他町の委員から三角町長に説明を求める意見が出された。三角町長は「アンケートは住民の小さい声にも耳を傾け、良い雰囲気の中で併すためにやるもので、合併するかどうかを決めるものではない」と明言した。このアンケートは、一二月に三角町内全戸を対象に実施され

たが、「合併に期待する」との意見が回答の約六割となり、「期待しない」の二倍にのぼる結果となつた。

その後、合併協議会における協議は着々と進み、重要項目も順次確認され、平成一五年四月に、新市の名称は「宇城市」と決まつた。

一月二六日、松橋町曲野地区の住民が、不知火町・豊野町との三町合併を求め、法定協議会設置に係る住民発議の最初の手続となる請求代表者証明書の交付申請を行った。これは「合併協議に住民の意見が十分吸い上げられていない」「地理的一体性や日常的な交流、合併後の人口規模等を総合的に考え、三町合併が望ましい」などの理由によるものであつた。さらに、一二月二六日には、同じく松橋町の住民グループが、宇城西部五町合併の可否に関する住民投票条例制定の直接請求の請求代表者証明書交付申請を行った。

しかし、この時期には合併協議会における協議は既に終盤に差し掛かつており、平成一六年一月一五日に開催された第一六回合併協議会で、すべての合併協定項目が確認されるに至り、五町合併の方向性はほぼ決した。

同月三十一日、不知火町、豊野町との法定協議会設置を求める松橋町住民は、請求に必要な町有権者の五〇分の一(三九三人)を超える二、三六八人(町有権者の二・二%)の有効署名を添え、住民発議の本請求を行った。松橋町長は、不知火、豊野両町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会し、議案は三町議会に付議されたが、二月一〇日、各町議会とも全会一致によりこれを否決した。三月二六日には、住民投票条例の制定を求める松橋町住民が、請求に必要な町有権者の五〇分の一(三九三人)を超える四、〇三七人(町有権者の二〇・五%)の有効署名を添えて直接請求を行ったが、松橋町議会が四月一二日に臨時議会を開き、反対多数で否決された。

三月三十一日、県副知事を特別立会人に合併協定調印式が開催された後、五月一七日、各町議会が臨時議会を開き、廃置分合関連議案の議決を行い、松橋町が賛成多数、他町では全会一致で可決された。

六月一日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への

市制施行協議を経て、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一月一日、新市「宇城市」が誕生した。

三 宇城東部二町における合併検討の経緯

前述のとおり、中央町と砥用町の両町は当初豊野町を加えた宇城東部三町での合併を目指していたが、平成一三年一二月に豊野町が離脱した。一二月五日、中央町長、砥用町長による会合が行われ、二町での任意協議会設置が確認された。その後、議会を交えた二町の意見交換会においても二町合併の推進が確認され、平成一四年二月一日付けの任意協議会設置でまとまった。

早くから豊野町を含めた三町合併を住民に説明していた中央町では、平成一四年一月に入り、改めて住民座談会を開催した。この席で中央町長は「地域全体の幸せを考えて、二町で合併し、行財政基盤を強化し、生活環境の整備を目指す」などと語った。

一月二五日、県は二町を県内五例目となる合併重点支援地域に指定した。

二月一日、任意協議会である宇城東部二町合併推進協議会（会長：中央町長。以下「合併推進協議会」という。）が設置された。合併推進協議会は、両町長及び議長、議会代表、県宇城地域振興局長により構成され、法定協議会移行に向けた準備、合併後の新町将来ビジョン骨子の策定等を担った。合併推進協議会での協議と並行し、協議会の下部組織である幹事会・専門部会の合同研修会や、両町若手職員による将来のまちづくりに向けたワークショップの開催、県市町村合併推進室長を招いての議会議員合同研修会等の取組みが行われた。

その後の合併推進協議会で法定協議会への移行が確認され、六月二一日、両町議会で法定協議会設置議案を可決。七月一日、「宇城東部二町合併協議会」（会長：中央町長。以下「合併協議会」という。）が設置された。

合併協議会では、八月から九月にかけて、両町の二〇歳以上の住民すべてを対象に、新町建設計画策定のためのアンケート調査を行った。また、住民の意見反映のためのワークショップが九月下旬から一月下旬まで五回にわたり開催された。

以後の合併協議で、合併期日については平成一六年一月一日とすること、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、定数一八人、合併後一年六ヶ月の在任特例を設けることを確認するなど、協議は前進したが、本地域の合併協議で大きな懸案のひとつとなったのが、「新町事務所の位置」についてであった。

これについては、平成一四年一二月以降、専門の小委員会での検討が始まり、議論が交わされた。小委員会での議論の経緯は、両町議会にも逐次報告されたが、両町共に「自町に本庁を」との意見が多数出された。小委員会では「中央町・砥用町のどちらの庁舎が新町の事務所として相応しいか」という結論を出すことは不可能で、住民感情等から考えても、何れかを本庁、何れかを支所とする方式の選択は不可能」との結論に達した。

平成一五年一二月、第一七回合併協議会において、小委員会の最終報告案が提示された。その内容は、両町の庁舎を同格と位置付ける分庁方式とし、その上で、二役（町長・助役、総務部門、議会等）が二年毎に定期的に庁舎を移動する方式（分庁・定期移動方式）を採用し、条例上の事務所の位置は初回は旧中央町役場とするものであった。また、合併後一〇年以内に、分庁・定期移動方式の存続も含めた役場のあり方の検討が必要との意見が附帯された。

平成一六年一月の第一八回合併協議会において、協議会委員全員の投票により、最高得票を得た「美里町」が新町名称に決定したことで、残る協議項目は「新町事務所の位置」のみとなった。

同年三月三日、第二一回合併協議会において、新町事務所の位置については、小委員会最終報告を受けた形で、「分庁定期移動方式」とし初回は旧中央町役場」と決定し、全協議項目の協議が終了した。

終盤の協議に並行し、一月二八日、中央町において「二町合併の枠組

みは町民の総意ではない」「町民の理解が得られていない」などとして、「中央町が砥用町と合併することの可否」に関する住民投票条例制定の直接請求の手續が開始された。三月十五日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（八七人）を超える七四三人（町有権者の一七・二％）の有効署名を添えて直接請求がなされたが、宇城西部五町、宇城東部二町共に既に合併協議は概ね調っている状況を踏まえ、同月二十六日、中央町議会では、住民投票条例制定に係る議案が賛成少数で否決された。

三月二十九日、県知事を特別立会人に迎えて合併協定調印式が行われ、翌三〇日には、両町議会で廃置分合関連議案が審議され、中央町では賛成多数、砥用町では全会一致でそれぞれ可決された。

四月一日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、六月一七日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、六月二十四日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月九日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一六年一月一日、合併特例法に基づく県内の合併では、あさぎり町、上天草市に次いで三例目となる新町「美里町」が誕生した。

四 宇土市・富合町における合併検討の経緯

この地域では、平成一三年一二月、宇土市長、富合町長がそれぞれ一市一町合併の意向を表明し、合併協議が動き出した。

同月二五日、富合町は、三役や住民団体代表等で構成する富合町合併検討会の初会合において、町内二地区で開催した住民説明会会場での住民アンケートの結果を公表した。住民説明会には、町二一九七世帯の四割弱にあたる八三三世帯が出席し、七三七世帯分の回答があった。公表された結果、「宇土市との一市一町」の枠組みが六三％、「宇土市、城南町と一市二町」が二四％、「その他の市町村」八％、「城南町と二町」三％の順だった。なお、この時、熊本市と緑川の間に位置する杉島、御船手の二地区は、住民説明会でのアンケート記入は行わず、後日、地区の全一九〇世帯を対象にアンケートを実施したところ、「その他の市町村」の選択肢が八一％という結果であった。

当初は、宇土市と富合町は、県の合併パターンで共に示された城南町の動向にも配慮していたが、協議の停滞は許されないと認識が両市町で高まり、平成一四年二月、両市町長及び正副議長による検討会が開かれ、平成一六年度中の合併を目指して一市一町での任意協議会を設置することが確認された。これを受けて、平成一四年二月一三日、宇土・富合合併推進協議会（会長：宇土市長。以下「合併推進協議会」という。）が設置され、法定協議会移行準備や新市将来ビジョン骨子作成等の作業がスタートした。

一市一町での法定協議会移行に向けた協議が進む中、富合町南東部に位置する木原地区では、同年五月初旬までに、二〇歳以上の住民五六七人を対象に独自のアンケート調査を行った。その結果、合併相手として「熊本市」が五三％、「宇土市」一八％、「宇土市・城南町」一八％という結果となり、区は、町議会に対し、合併方針の再検討を要望することとした。また、町商工会総会では「町のアンケートに住民の意向が十分に反映されていない」「合併相手を決めるのが尚早」等の意見が出され、「住民の意向を尊重した合併推進を求める決議」がなされた。

町内にはこうした動きもあったが、富合町議会では、町執行部の合併推進に対する批判も出されたものの、法定協議会設置間近での混乱は避けたいとの意見が大勢を占めた。

富合町議会は、六月一二日、合併問題特別委員会を開催し、宇土市との法定協議会設置議案を賛成多数で可決。同日、住民説明会や再度のアンケート実施を求めた木原区の請願は不採択としたが、請願と同趣旨の町商工会の陳情について、「住民の意向を尊重した合併推進」とした部分を一部採択し、翌二三日、法定協議会設置議案が全会一致で可決された。

一方の宇土市議会では、同月一七日、法定協議会設置議案が全会一致で可決され、七月一日、宇土・富合合併協議会（会長：宇土市長。以下「合併協議会」という。）が設置された。

同年九月九日、富合町の住民グループが、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手續を開始した。このグループは、独自の住民集会を開催するなどして、公共サービスや日常生活の面で熊本市との結び付き

が強く、熊本市との合併こそが町の活性化に繋がると主張した。

こうした動きがある中、富合町では、一月から合併に関する住民説明会を開始し、宇土市との合併協議の進捗状況について説明を行い、住民の理解を求めた。

同月二六日、熊本市との法定協議会設置を求める富合町の住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（一三二人）を超える一、六八五人（町有権者の二五・六％）の有効署名を添えて本請求を行い、一月二六日、富合町長は熊本市長を訪ね、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。更に住民グループは、町長と議長宛に、合併相手を問う住民投票実施を求める要望書も提出した。

平成一五年二月、熊本市長は富合町の住民発議に基づく法定協議会設置議案について、議会付議する旨富合町に回答し、熊本市の三月定例議会に提案されたが、特別委員会に付託され継続審査となった後、熊本市議会の改選により、審議未了・廃案となった。三月一四日、富合町議会に提案された熊本市との法定協議会設置議案は、全会一致で否決された。同年四月には、富合町の住民グループは、希望する合併先について「宇土市」「熊本市」「その他」の三択とする独自アンケートを各世帯に配布した。公表された結果では、配布二、四〇〇枚のうち、二割強の五六三枚（一八七九人分）が回収され、「熊本市」六七％、「宇土市」二五％、「その他」七％という結果であった。これを基に、六月、「合併問題に関する住民投票条例の制定と投票実施を求める請願書」が町議会に提出されたが、町議会はこれを合併問題特別委員会に付託、継続審査となった。

平成一五年の年末を迎える頃には、合併協議会では、合併協定項目の殆どについて確認を終えるに至っていた。新市の名称、議員定数及び任期の取扱い等の調整がやや難航したものの、一月一八日に開催された第一二回合併協議会において、三九の協議項目がすべて確認された。

翌一九日、富合町議会において一般質問が行われたが、新市名が「宇土市」と決まった事に批判が集中し、両市町間の合併調印延期を迫る意見も出された。町長は、合併協議会において十分議論を尽くして進めていることだと理解を求め、この日の午後、県副知事を特別立会人に、

両首長が合併協定書に調印した。

同月二二日、両市町の議会において、廃置分合関連議案を採決することとなっていたが、先に審議入りした富合町議会では、廃置分合議案が賛成少数で否決された。この時、反対した複数の議員からは「議論が不十分で時期尚早」などの理由が示された。この富合町議会否決の報を受けた宇土市長は、議会への廃置分合関連議案の提案を見送り、宇土市議会側の判断は行われなかった。

一市一町合併の先行きが不透明となる中、平成一六年二月に実施された富合町長選では、現職は、宇土市との合併が円滑に進むよう住民に支援を求めた。一方の新人候補は、宇土市との合併に反対ではないと明言しつつ、合併に関する住民意向調査の実施を公約とし、個人的意見として城南町を含めた一市二町の枠組みが望ましい等と訴えた。

投票の結果、新人が現職を一千票近い差で破り初当選した。新町長は当選後、公約通り住民アンケートを実施し、町にとって真に必要な合併枠組みについて意見集約する旨表明した。これに対し宇土市長は、あくまでも既定の方向で協議を継続し、合併を実現させたいとの意向を示した。

富合町では、住民からの提案・要望を聴く合併広聴会が六月に開催された後、七月一日、参院選投票日に併せて合併住民アンケートが実施された。翌日、結果が公表され、合併枠組みについて「宇土市との合併」三八％、「熊本市との合併」二二％、「合併の必要はない」一五％、「宇土市及び城南町との合併」九％、「熊本市及び城南町との合併」七％、「その他」二％となった。

この結果に、宇土市との合併に反対する住民は、宇土市との合併が過半数に満たないことから一市一町合併は認められず、一旦合併協議会を解散して枠組みを再検討すべきとした。これに対し、宇土市との合併賛成派の住民は、合併の可能性が極めて低い枠組みを選択肢に加えるなど、複数の選択肢の設定が宇土市との一市一町合併票を減らす結果になり、総体として見れば宇土市との合併賛成が最多であると主張した。このため、町議会に対して、宇土市との合併反対派から「宇土・富合合併協議

会の解散を求める請願書」、宇土市との合併賛成派から「宇土市との合併を求める請願書」が、それぞれ提出されている。

町議会内の賛否も拮抗し、平成一六年八月の富合町臨時議会では、合併問題特別委員会では宇土市との合併を求める請願書が賛成多数で採択されたものの、本会議では逆に宇土・富合合併協議会の解散を求める請願が採択された。この議会判断を受け、富合町長は宇土市長を訪問し、宇土市との合併協議を白紙に戻したいと申し入れた。これに対し、宇土市長は合併協議会の継続を要請した。

同年九月、富合町内の宇土市との合併に賛成する議員や住民は、九月、宇土市長や県市町村合併推進室長を招き「宇土市との合併を考えるシンポジウム」を開催し、住民約六〇〇人が参加した。

同年一〇月、富合町長は熊本市長を訪問し、小中一貫教育に係る教育施設等の共同利用を要望した。この時、熊本市長は報道機関に対して、「合併に向けた第一歩と受け止める」旨発言された。

同月には、合併協議膠着状態の長期化を懸念し、県副知事が市町村合併推進室長とともに、富合町を訪問し、これまでの合併に向けた経緯を踏まえ、将来を見据えての宇土市との信頼関係維持と、合併特例法期限内の合併を選択しない場合の町の将来像等についての住民へのきちんとした情報提供を求めた。これに対し、富合町長は、宇土市との信頼関係は重要としつつも、宇土市を含めたより広域の枠組みを再構築したいと応じた。

同月末、宇土市との合併に理解を示す富合町議会議長が代表となる住民グループが発足し、宇土市との合併の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求手続が開始された。

平成一七年一月、この住民グループから町長に対し、住民投票条例制定の本請求が、請求に必要な町有権者の五〇分の一（一三四人）を超える三、四四五人（町有権者の五一・五％）の有効署名を添えて提出された。

富合町長は条例案に賛成する意向を示し、議会もこれを可決したが、投票期日については、当初「条例施行日から三〇日以内」とされていた

ものが、修正動議により「町民が検討するための十分な期間を保証し町長が定める」となった。このため、住民投票の実施時期について富合町長の判断に注目が集まったが、二月末日、富合町長は、住民投票を三月一三日に実施する旨を表明した。

住民投票に向け、富合町内は宇土市との合併賛成、反対両派が精力的に動き、選挙戦さながらの熱気を帯びた。

同月一三日、富合町で宇土市との合併の賛否を問う住民投票が実施された結果、賛成二、五九二票、反対二、九八五票となり、宇土市との合併反対が過半数を占める結果となった。

同月一六日に開催された第一六回宇土・富合合併協議会では、出席委員から富合町に対する意見が集中して紛糾したが、最終的には住民投票の結果は受け止めざるを得ないとして、合併協議会の解散が決定し、同協議会は三月三二日付けで解散した。

以後、富合町は熊本市との合併検討を深める方向に進むことになるが、その経緯については、熊本地域に詳記した。

五 城南町における合併検討の経緯

平成一三年一二月、城南町は合併について住民の意見を聴くため、議会、教育委員会や各種団体代表等で構成される「市町村合併検討協議会」を発足させた。この初会合で、町長は合併推進の方針を初めて明言。しかし具体的枠組みについての言及はなされなかった。

同年一二月の第二回市町村合併検討協議会では、町内のまちづくりグループの提案を受けて住民集會を実施することが決まり、同月二四日、町民約一五〇人が参加し「合併を考える町民集會」が開催された。町担当者から合併のメリット、デメリット等の説明がなされた後の意見交換では、住民から町側に積極的な情報提供を求める声が多く出された。

これを受けて、平成一四年一月に開催された第三回市町村合併検討協議会では、全有権者を対象に合併の枠組み等の意向を聞くアンケート調査を実施し、並行して町内一九ヶ所で地区別説明会を開くことが決まっ

た。町長は、アンケートを参考材料に、二月中を目途に合併の枠組みを決めたいと語った。

町は、一月中旬から地区別説明会を開始すると共に、全有権者を対象にアンケートを開始した。アンケートは合併の是非など七項目から成り、合併の相手先についても問うものであった。回収率は七四・七％となり、希望する合併先としては、「宇土市・富合町」が三八％で最多、以下、「嘉島（方面含む）二・六％、「宇城全域」一・三％、「宇城西部五町」一・一％、「富合町」六％、「その他」一％と続いた。

住民アンケートの結果は右記の通りだったが、町長は、人・物の交流が盛んで、地形や産業構造等の共通項があること、財政健全性、緑川架橋建設促進など両岸での一体的整備が可能であること等を理由に、将来にわたる町の発展のためには嘉島町との二町合併が最良であると表明した。

同年二月二五日、城南町長及び議長は、嘉島町長に二町合併検討の申入れを行った。しかし、前述のとおりこの申入れは不調に終わった。この結果を受けて城南町長は、新たな合併の枠組みを早急に検討するとしたが、町議会からは、議会の意見を聞かないまま嘉島町を合併相手に選んだ事に批判の声も上がった。

その後、四月三〇日の第八回市町村合併検討協議会の場で、城南町長は、日常生活圏を共有していること、住民サービスの向上に資すること、政令指定都市移行で権限と予算が確保可能であること等の理由を掲げ、地勢上飛び地となる熊本市との合併を目指す意向を表明した。その際、町長は、先の住民アンケートの選択肢には熊本市はなかったが、町内には熊本市を志向する空気が強く、住民の理解は得られると説明した。

しかし、五月に開催された町議会市町村合併特別委員会では、「アンケートでの民意を無視している」町長が挙げた合併理由には明確な根拠が無い等、町長への批判が出された。これに対し、城南町長は、熊本市との合併のメリット・デメリットについて住民説明を行うとともに、熊本市との合併の賛否を問う住民アンケートを実施する方針を明らかにした。

同年六月二〇日から七月二日にかけて、城南町は町内三四ヶ所で地区説明会を開催し、その後七月一日からアンケート調査が開始された。アンケート設問には熊本市との合併に「賛成」「反対」「わからない」の三択が用意された。

アンケートの結果、調査票配布数一五、四三三枚、回収枚数一三、〇七一枚（回収率八四・七％）のうち、「熊本市との合併に賛成」が七、七九〇票（五九・六％）と、過半数を超える結果となり、「熊本市との合併に反対」が二、六〇三票（一九・九％）、「わからない」が二、四五二票（一八・八％）、「無効」二二六票（一・七％）と続いた。

同年一〇月、城南町の住民グループが町役場を訪れ、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の最初の手続となる請求代表者証明書の交付申請を行った。十二月、この住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（三三二人）を超える六、三〇六人（町有権者の四〇・四％）の有効署名を添え、熊本市との法定協議会設置請求を行った。

これを受け、一二月末、城南町長は熊本市長を訪ね、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。熊本市長は、市議会と相談し判断すると応じた。

平成一五年三月、熊本市議会は、城南町との法定協議会設置議案を可決した。これを受けて城南町の住民グループは、町議会議長に対し、臨時議会を速やかに開き、法定協議会設置議案を可決するよう求める要望を行った。

町長選、町議選が迫った四月三日、城南町議会では、熊本市との法定協議会設置議案について、「新体制で採決するのが自然」として継続審議の動議が出され、賛成一一、反対四で可決された。これに対し、住民グループは、町議会に対し、議員の現任中に再度臨時議会を開催すること等を求める請願書を提出し、町長にも同趣旨の要望を行った。

町は、地方自治法で議案を継続審議とするには委員会付託が必要であり、四月三日の臨時議会閉会時点で同設置案が既に廃案状態となつていと判断、再度提案することとしたが、再提案が行われた同月一七日の城南町臨時議会では、同案を市町村合併特別委員会へ付託し継続審議と

するという動議が提出され、賛成多数で継続審議が決まった。

同月二七日の城南町長選挙では、現職・新人の一騎打ちとなり、熊本市との飛び地合併に反対した新人候補が、現職を破り初当選した。新町長は、町の六月議会の施政方針説明で、熊本市との法定協議会設置議案を再提案する意向を明らかにした。但し、町議会の議論の推移を見て判断したいとし、六月議会への再提案は見送った。結局、再提案は一二月議会となったが、同月二五日、熊本市との法定協議会設置議案については、賛成少数で否決された。

住民発議については、住民投票手続に至る可能性もあったが、住民グループは住民投票に向けた取組みを断念。その後、合併に向けた町内の動きは暫し沈静化した。

平成一七年三月、町内で富合町との法定協議会設置を求める住民発議の手続が新たにスタートし、四月二一日、請求に必要な町有権者の五分の一（三一七人）を超える九七三人（町有権者の六・一％）の有効署名を添えて本請求がなされたが、両町議会とも九月議会において二町法定協議会設置議案を否決し、手続が終了した。

城南町その後の経緯については、熊本地域の動きの中に詳記した。